令和元年度 第18回庁議要旨

日時:令和元年12月24日(火)

午前9時~午前10時05分

会場:庁議室

[審議事項]

1 町の区域を新たに画すること及び住居表示の廃止について(湊西地区)(復興政策部)

湊西地区土地区画整理事業により、区域内の道路が新たに整備されたことから、道路の形状に 合わせ、町界の変更及び住居表示の変更が必要となった。

土地区画整理事業により整備された土地の形状に合わせて、町の区域を新たに画するとともに、 住居表示を廃止し、地番を整理することにより分かりやすい住所に変更し、住民の利便性の向上 を図るもの。

(1) 主な内容

湊西地区土地区画整理事業に伴い区域内の道路の位置や形状が変わったことにより、下記のとおり町の区域を新たに画するものである。

なお、この地区は住居表示実施区域であるが、新町名を付け地番の整理を行うことにより、分かりやすい住所になるため、住居表示は廃止することとする。

	左の区域に包含される区域
新たに画する町名	町・字名
みなとにし	川口町一丁目、川口町二丁目、大門町一丁目、湊町三丁目、湊
湊 西一丁目	町四丁目の各一部
みなとにし	川口町二丁目、川口町三丁目、大門町一丁目、大門町二丁目、
湊 西二丁目	湊字須賀松、湊町四丁目、明神町一丁目の各一部
みなとにし	川口町一丁目、川口町二丁目、川口町三丁目、湊字御所裏、湊字
湊 西三丁目	字須賀松の各一部

(2) 今後の予定

令和 2年2月 令和2年市議会第1回定例会に「町の区域を新たに画すること」及び「住居表示実施区域の変更」について議案を提出

令和 3年1月 街区符号及び住居番号の廃止の告示 住民への説明

> 2月 区画整理事業の換地処分の公告 新住所の施行(区画整理換地処分と同日とする。)

2 石巻ルネッサンス館用地の無償貸付期間の更新について(産業部)

石巻産業創造株式会社は、石巻トゥモロービジネスタウンに立地する企業の業務活動支援及び 石巻地域企業の発展に資する業務を行い、新しい時代における地域の産業を創出することを目的 に、宮城県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地元企業等並びに石巻市の出資により設立さ れた第三セクターであり、平成12年に本市所有地に建設した「石巻ルネッサンス館」を業務の 拠点施設としている。

同社は、本市産業振興の中核企業としての機能を果たすため、石巻地域企業の総合支援無料相談窓口ISSビジネスサポートセンター(I-Biz)として支援機関と連携体制を構築し、地域資源を活かした強い産業の創造と構築を支えるため、経営課題等に対する相談や各種セミナーでの人材育成、産学官連携による事業化の支援のほか、企業支援機関としての事業を展開している。

また、6次産業化支援、地域ブランドづくり等の産業復興業務を受託し、本市産業の復興及び 発展に大きく寄与している。

本市では、石巻ルネッサンス館建設当初から同社に無償貸付してきたが、現契約が令和2年3月31日をもって満了する。

しかしながら、震災後、単年度利益が多少あるものの、累積損失が当分の間、解消されないことから、引き続き、現契約と同じく貸付期間を3年として無償貸付するもの。

(1) 主な内容

【契約内容】

- ① 貸付物件 土地(宅地)
- ② 所 在 石巻市開成1番35
- ③ 貸付面積 9,956.68㎡
- ④ 貸付目的 石巻ルネッサンス館用地
- ⑤ 貸付期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- ⑥ 貸付相手 石巻産業創造株式会社 代表取締役 阿部 明夫
- ⑦ 契約金額 無償

(2)今後の予定

令和2年 2月 市議会第1回定例会に財産の無償貸付けについて提案

4月 市有財産使用貸借契約書の締結

3 (仮称) 石巻市ささえあいセンターの設置について(福祉部・健康部)

本市において、東日本大震災による人口流出、また少子高齢化の進展が顕著となり、地域コミュニティの低下や人材の流出により人口構造や生活環境が変化している。こうした状況においても、安心して生活できる社会作りが必要であり、そのために「地域包括ケア」の推進が重要となっている。

市民が住み慣れた地域で共に安心して暮らし続けることができるよう、医療、保健、介護、福祉の連携と一体的提供を推進する、地域包括ケア推進の中核的拠点施設として、(仮称) 石巻市ささえあいセンターを設置するもの。

(1) 主な内容

① 施設名称

ア 名 称 (仮称) 石巻市ささえあいセンター

イ 所在地 石巻市穀町15番2号

② 施設の内容

構 造:鉄骨造地上3階建て(1階駐車場ピロティ構造)

敷地面積: 2, 944. 66㎡建築面積: 1, 631. 84㎡延べ面積: 4, 256. 61㎡駐車場: 42台

③ 運営方法

ア 管理運営 指定管理者に行わせることができる。但し、当面直営とする。

イ 利用時間及び休館日、使用料 別紙1の通り

※冷暖房料は別途規則で定める。

※使用料等は減免することができるものとする。

- ④ 地域包括ケア推進機能について
 - ア 医療・介護連携機能
 - ・在宅医療・介護の円滑な連携推進と提供体制を構築する
 - イ 支え合う地域づくり機能
 - ・地域力の強化や担い手育成、地域での自助、互助を推進する
 - ウ 包括的な相談支援機能
 - ・在宅医療・介護連携に関する相談や多機関の協働による包括的な相談を実施する
 - エ 子育て支援機能
 - ・親子交流や相談の場を提供し、総合的に子育てを支援する
 - 才 次世代育成機能
 - ・地域共生社会に向けた学びを通じ、次世代を育成する

(2) 今後の予定

令和2年2月 市議会第1回定例会に石巻市ささえあいセンター設置条例について提案 (施行予定年月日:令和2年5月30日)

3月中旬 愛称公募

下旬 工事完了

- 4月下旬 愛称決定
- 5月下旬 開館、オープニングセレモニーの実施

4 中津山地区基幹水利施設管理事業による該当施設の適正な管理について(産業部)

中津山地区においては、昭和9年度から40年度にかけて、県営かんがい排水事業により造成され、これまで水稲の湛水被害防止軽減に寄与してきたものの、近年の営農形態の変化等及び施設老朽化により機場排水能力を上回る流水量が発生し、転作作物等の湛水被害が発生しており、平成20年度から、国によるかんがい排水事業を実施していた。

同地区における国営かんがい排水事業の完了に伴い、今後市が、同地区の土地改良施設である 鶴家排水機場及び後谷地排水機場の施設管理を、国の基幹水利施設管理事業実施要綱に基づき適 正に運営するために、土地改良法に基づく管理条例及び関係規則を制定するもの。

(1) 主な内容

鶴家及び後谷地排水機場を適正に運営するために、関係条例等を制定する。

【管理条例に定める主な内容】

① 管理する土地改良施設の名称及び位置

名 称	位置
鶴家排水機場	石巻市小船越字下谷地地内
後谷地排水機場	石巻市成田字境前地内

② 管理事項

- ア 排水及びゲートの操作に関すること。
- イ 施設を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備に関すること。
- ウ洪水、その他の緊急事態における措置に関すること。
- エ その他施設の管理に関し必要な事項。

③ 管理の委託

施設を効果的に管理するため必要があると認めるときは、その管理の全部又は一部を土地改良区に委託することができる。

【鶴家及び後谷地両排水機場の管理規則に定める主な内容】

① 管理の委託

排水機場の管理を石巻市北方土地改良区に委託する。

② 排水機場の諸元

排水機場の計画最大排水量等

- ③ 排水ポンプの運転及び排水機場の操作方法等 取水や放流及びゲート操作と、機械器具等の点検整備等に関すること
- ④ 干ばつや洪水などの、緊急事態における措置

(2)今後の予定

令和2年 2月 令和2年市議会第1回定例会に石巻市土地改良施設管理条例の制定について 提案(施行予定年月日:令和2年4月1日)

> 石巻市鶴家排水機場管理規則及び石巻市後谷地排水機場管理規則の制定 (施行予定年月日:令和2年4月1日)

4月 市による管理を開始

5 (仮称) 石巻市十八成浜ビーチパークの設置について(牡鹿総合支所・産業部)

十八成浜は、海水浴に多くの観光客が訪れ、地域の主要な観光資源となっていたが、東日本大 震災によりほとんどの家屋が全壊、流出する被害を受けた。さらに、津波の影響と地震に伴う地 盤沈下により、砂浜は大部分が消滅し海面下となった。

牡鹿半島(本土側)で唯一、海水浴場が開設できる砂浜の復活は、交流人口の増加につながる ことから、旅館民宿をはじめ観光関連業者から大きな期待が寄せられていた。

砂浜を再生し海水浴場として復活させるとともに、海浜公園を整備することにより、市民及び 来訪者へ海洋レクリエーションと憩いの場を提供し、牡鹿地域の観光の振興、交流の促進及び賑 わいの再生を図るもの。

(1) 主な内容

① 施設名称

ア 名 称 (仮称) 石巻市十八成浜ビーチパーク

イ 所在地 石巻市十八成浜十八成地内

② 主な施設の内容

施設名	施設構造	延床面積	内容
トイレ・シャワー棟	木造、平屋建て	79.57 m²	トイレ(男大1器・小3器、女3器、多目的1器) シャワー室(男3本、女3本、多目的1室)、 外シャワー2本
休憩棟	鉄骨造、平屋建て	181.50 m²	倉庫兼詰所、洗い場(8給水栓) テーブルベンチ8台
広場		2,500 m ²	園路、ベンチ、照明灯、案内板

※付帯施設

駐車場		3, 200 m²	普通車85台、大型バス2台
用具倉庫	木造、平屋建て	34. 78 m²	

③ 管理方法

海水浴場及び施設の維持管理は、地元行政区(地縁団体)への委託を予定している。

④ 利用方法

施設での火気等の使用等の届出は、地元行政区(地縁団体)を予定。 施設の独占利用等は、牡鹿総合支所で許可する。

⑤ 利用期間等

利用期間	4月1日から11月30日まで
利用時間	午前8時から午後5時まで ※ただし、7月1日から8月31日は、午前8時から午後7時まで

※シャワー室利用は、海水浴場開設期間のみ

⑥ 施設利用料

無料

(2)今後の予定

令和2年 2月 令和2年市議会第1回定例会に石巻市十八成浜ビーチパーク条例の制定について提案(令和2年7月施行予定)

6月 整備事業完了

7月 供用開始

[報告事項]

1 「市営住宅等の用途廃止に伴う入居者の移転について」の一部変更について(建設部)

既存の市営住宅については、平成30年度末において、耐用年数を経過した住戸が約4割を占め、老朽化が著しく住環境の改善が課題となっている。

一方で、復興公営住宅は、平成30年度で整備が完了したが、将来的には空き住戸の発生が予想されている。

市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画を策定し、既存市営住宅から復興住宅等への入居者の移転を進めることにより、居住環境を改善し、市営住宅の管理の適正化を図る。

(1) 主な内容

【市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画(案)】

・事業概要:既存市営住宅の用途廃止を行うため、入居者の復興住宅等への移転を計画的に 進める。また、移転補償、家賃の激変緩和(※)等の移転促進対策を講ずる。 ※激変緩和について

> 旧家賃を10年間据置き、その後の10年間で段階的に家賃を引き上げることで、 21年目で本来の家賃とする。

- ・事業期間:令和2年度~令和26年度
- 移転対象住戸:

管理戸数1,304戸のうち借上市営住宅31戸を除く1,273戸の入居戸数949戸を対象とする。(令和元年10月末現在)

- ・第1期(令和2年度~令和6年度):平成30年度において耐用年限を経過した住宅管理戸数454戸(入居戸数287戸)
- ・第2期(令和7年度~令和10年度):令和10年度までに耐用年限を経過する住宅 管理戸数119戸(入居戸数 85戸)
- ・第3期(令和11年度~令和25年度):第1期及び第2期以外の住宅 管理戸数700戸(入居戸数577戸)

(2)今後の予定

令和<u>2</u>年 <u>1</u>月 市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画を策定、市ホームページに掲載 令和2年 <u>6</u>月 令和2年<u>市議会第2回定例会</u>に市営住宅条例の一部改正を提案(<u>令和2年 7月</u> <u>1日</u>施行予定)

> 市営住宅等の用途廃止に伴う移転等実施要綱の制定(<u>令和2年7月1日</u>施行予 定)

7月 計画に基づく事業の実施

【その他】

- ・令和2年市議会第1回定例会会期日程(案)について(総務部)
- ・庁内のシステムトラブルについて(総務部)
- ・附属機関の設置状況調査について(財務部)

以上